		Ţ		■専門科目群 □総合科目群
科目名		債権総論	科目分類	
				国際学科 □必修 ■選択
─ ───────────────────────────────────		Civil law	開講年	欠 □1年 □2年 ■3年 □4年
英文表記		(Law of obligations)	開講期	間 □前期 ■後期 □通年 □集中
ふりがな		おにつか たかまさ	実務家教員担	当科目 〇 修得単位 4単位
担当者名		鬼塚 隆政	実施方法	財面のみ □遠隔のみ□対面・遠隔併用
授業のテーマ		各種法律系試験に合格する知識を修得するために、債権を理解し、債権の回収方法を学修する。		
到達目標		債権(主に金銭債権)の回収方法を学修する。		
授業概要		債権総論は、主に金銭債権の回収方法についての定めです。 基本テキストの内容を中心としつつ、銀行での不良債権回収業務での経験をまじえ、リアルなイメージを 抱ける授業を行います。判例については、授業において適宜とりあげます。		
授業計画				
第1回	債権の	意義・目的	第17回	事業にかかる債務の保証
第2回 債権の		種類 金利規制	第18回	民法改正の整理(1回~17回までの分野)
第3回	第3回 債権の効力 履行の強制		第19回	債権譲渡 意義・機能
第4回	第4回 債務不履行の意義 履行遅滞・不能 不完全履行		5 第20回	債権譲渡 対抗要件
第5回	安全配	慮義務違反	第21回	債権譲渡 二重譲渡 債務者の抗弁
第6回	損害賠	償の範囲 損害の評価	第22回	免責的債務引受 併存的債務引受
第7回 受領導		滞	第23回	契約上の地位の移転
第8回 債権者		代位権概説	第24回	弁済の意義・性質
第9回 債権者		代位権 具体的事例	第25回	弁済者・弁済受領者 弁済の効果
第10回 詐害行		為取消権概説	第26回	弁済による代位
第11回 詐害行		為取消権 具体的事例 倒産法との比較	第27回	代物弁済
第12回 分割債		権・債務 不可分債権・債務	第28回	相殺概説 相殺実務
第13回 連帯債		権・債務 不真正連帯債務	第29回	更改・免除・混同
第14回	保証債	務 意義・性質 保証人の抗弁	第30回	民法改正点の整理(19回~29回までの分野)
第15回 保証人		の主たる債務者に対する求償権	第31回	定期試験
第16回 連帯保証		証 根保証		
授業時間外の 次回の授業範囲を予習(1.5時間程度)し、大まかな内容を把握する。				
学習		翌日、復習(1.5時間程度)し、理解できていない部分については、次回の授業で質問する。		
1年次の「民法総則」を履修済であること。 履修条件 適宜資料を配布しますが、欠席した学生には資料を配布しませんので、を 受講のルール レポートの提出は、ワープロで作成したものを指定のメールアドレスに指 のみ受付けます。手書き不可。				
テキスト		野澤正充 「債権総論 第3版」日本評論社 改正後の六法は必須(「デイリー六法」(三省堂)等コンパクトなもので可)		
参考文献・資料		内田貴「民法Ⅲ 債権総論・担保物権 第4版」東京大学出版会 内田貴他「民法判例集 担保物件・債権総論 第3版」有斐閣		
成績評価の方法		期末試験60% レポート40% ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験 を受けることができません。		
オフィスアワー		研究室在席中(月~金 毎日)いつでも可		
成績評価の基準		秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)		
実務経験及び実 銀行本部で融資・預金・経営に関する法務担当業務を経験しています。 務を活かした授 本講義では、銀行の不良債権が社会問題となった時代に回収業務を行った経験を活用し、リアル 業内容 行います。				

学生への メッセージ このシラバスを見て難しそうと思った諸君、文字でみるほど難しいものではありません。

ゲームやスポーツをするとき、まずルールを覚えると思います。

民法は社会生活の基本ルール。生活や仕事をするうえで必要であり、これを知っているのと知らないのでは大きな差がでます。

民法を学んで、よりよく社会を生き抜こう!!